

令和8年度ふじみ野市相談支援事業所集団指導



ふじみ野市 障がい福祉課

目次

- 1 計画相談支援とは
- 2 計画相談支援の流れ
- 3 モニタリング期間の設定について
- 4 基本報酬について
- 5 主な加算について
- 6 運営指導における主な指摘事項

1 計画相談支援とは

計画相談支援は「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいいます。

サービス利用支援（計画作成）

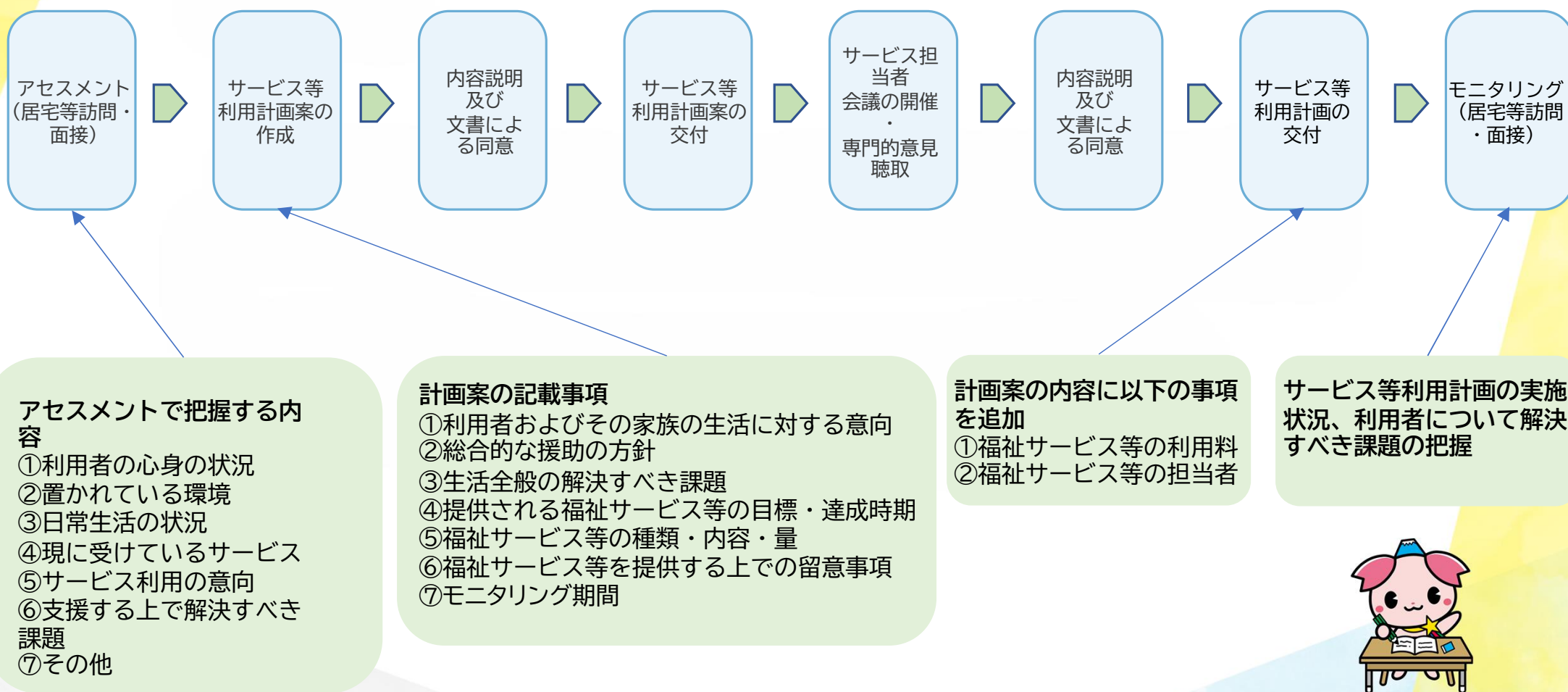
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画案」を作成する。
- ・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「サービス等利用計画」を作成する。

継続サービス利用支援（モニタリング）

- ・サービスの利用状況の検証をし「サービス等利用計画」の見直しを行い、結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。
 - ①「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
 - ②新たな支給決定や変更が必要な場合、申請の勧奨

※計画相談支援の文言表記が中心です。障害児相談支援においては、適宜読み替えてください。

2 計画相談支援の流れ



3 モニタリング期間の設定について

市は相談支援事業所の提案を踏まえ対象者ごとにモニタリング予定月を定めます。

<モニタリング実施標準期間>

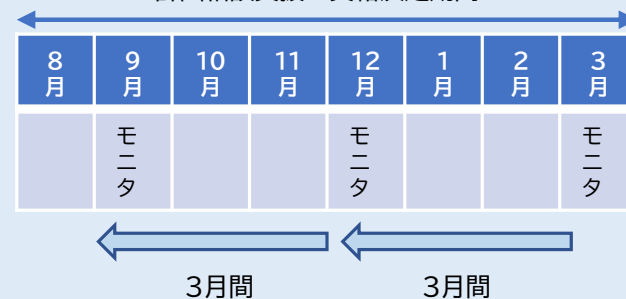
対象者	標準期間
新規サービス利用者	1月間 ※利用開始から3月のみ
集中的支援が必要な利用者等	1月間
居宅介護・行動援護・同行援護・重度訪問介護・短期入所・就労移行支援・自立訓練・就労定着支援・自立生活援助・日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3月間
生活介護・就労継続支援・共同生活援助(日中支援型を除く)・地域移行支援・地域定着支援・障害児通所支援の利用者	6月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
障害者支援施設・のぞみの園・療養介護入所者・重度障害者等包括支援の利用者	6月間

※モニタリングの開始月については、相談支援の支給決定の有効期間の終期月においてモニタリングを実施することを前提に、モニタリング期間を設定していきます。

例

3月間の場合

計画相談支援の支給決定期間



4 基本報酬について — 報酬の種類

相談支援の基本報酬は以下のとおりです。

	計画作成	モニタリング
計画相談支援	機能強化型サービス利用支援Ⅰ～Ⅳ	機能強化型継続サービス利用支援費Ⅰ～Ⅳ
	サービス利用支援費Ⅰ	継続サービス利用支援費Ⅰ
	サービス利用支援費Ⅱ	継続サービス利用支援費Ⅱ
障害児相談支援	機能強化型障害児支援利用援助費Ⅰ～Ⅳ	機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰ～Ⅳ
	障害児支援利用援助費Ⅰ	継続障害児支援利用援助費Ⅰ
	障害児支援利用援助費Ⅱ	継続障害児支援利用援助費Ⅱ

一定の要件を満たした事業所で体制届が必要

取扱件数が40件以上の場合

一定の要件を満たした事業所で体制届が必要

取扱件数が40件以上の場合

4 基本報酬について — 請求の事例

1 同一月にサービス利用支援（計画作成）や継続サービス利用支援（モニタリング）を複数回行った場合について

月額報酬のため同一月に複数回行ったとしてもそれぞれ1回分しか算定できません。

2 同一月にサービス利用支援（計画作成）を行った後、継続サービス利用支援（モニタリング）を行った場合について

サービス利用支援費（計画作成）、継続サービス利用支援費（モニタリング）どちらも算定できます。

3 継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービス利用支援（計画作成）を行った場合について

サービス利用支援費（計画作成）のみ算定できます。

サービス利用支援（計画作成）のアセスメントのプロセスを継続サービス利用支援（モニタリング）で行っているため、継続サービス利用支援（モニタリング）とサービス利用支援（計画作成）の時期が月を跨いだ場合も同様です。

4 同一月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った後、サービス利用支援（計画作成）を行った場合（一連の流れではない場合）について

一連の流れではない場合も、サービス利用支援費（計画作成）のみの算定となります。

5 アセスメント又はモニタリングの面接の際の訪問先について

利用者の居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければなりません。
障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接をすることは認められていません。

6 サービス等利用計画の「軽微な変更」について

指定基準第15条第3項第3号の解釈通知に規定されている軽微な変更については、支給決定を要しない範囲の計画変更内容です。なお、支給決定を伴わないサービス等利用計画の変更については、サービス利用支援費の支給対象外となります。

5 主な加算について — 加算一覧

初回加算

計

新規に計画を作成する利用者、またはサービスを利用する月の前6か月においてサービスを利用していない場合、計画相談支援に係る契約をした日から計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以降につき2回以上、利用者等に面接した場合に算定可

単位：者：300単位/月 児：500単位/月

医療・保育・教育機関等連携加算

計・モ

利用者が利用する関係機関(※)と日常的な連絡調整を行い以下の業務を行い、計画作成やモニタリングを行った場合

- ①面談等 ・計画 200単位 ・モニタ 300単位 (月1回を限度)
 - ②通院同行 300単位 (月3回を限度※同一の病院等は月1回)
 - ③情報提供 150単位 (1病院等・訪問看護事業所、2それ以外の事業所の区分毎に各月1回を限度)
- ※者→・病院等・訪問看護事業所・企業・保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校等
児→・病院等・訪問看護事業所・児童相談所・企業・保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校等

退院・退所加算

計

利用者が障害者支援施設等や病院等を退院・退所する時に、施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合

単位：300単位/回(入院・入所の開始から退院・退所までの間において3回を限度)

者 居宅介護支援事業所等連携加算 児 保育・教育等移行支援加算

障害福祉サービス等を利用している利用者を関係機関(※)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合

- ①情報提供 関係機関への文書による必要な情報の提供 150単位 (計・モ・単)
- ②訪問面接 利用者等への月2回以上の訪問 300単位 (単)
- ③会議参加 関係機関開催の会議参加 300単位 (単)

※者→指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所・雇用先の事業所・障害者就業・生活支援センター等

児→保育所・小学校・特別支援学校・雇用先の事業所・障害者就業・生活支援センター等

入院時情報連携加算

計・モ・単

利用者が病院等に入院するに当たり、当該病院等の職員に対して利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供した場合に算定

単位：加算Ⅰ：300単位/月(訪問) 加算Ⅱ：150単位/月(それ以外)

計→サービス利用支援・障害児支援利用援助算定時
モ→継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助算定時
単→加算のみで算定可

5 主な加算について — 加算一覧

集中支援加算

単

計画決定月やモニタリング対象月以外において、下記の業務を行った場合

- ①訪問面接 月2回以上の面接 300単位（月1回を限度）
- ②会議開催 300単位（月1回を限度）
- ③会議参加 300単位（月1回を限度）
- ④通院同行 300単位（月3回を限度※同一の病院等は月1回）
- ⑤情報提供 150単位（1 病院等・訪問看護事業所、2それ以外の福祉サービス等の区分毎に各月1回を限度）

サービス担当者会議実施加算

モ

モニタリング実施時において、サービス担当者会議を行った場合

単位：100単位/月

サービス提供時モニタリング加算

計・モ・単

モニタリングの実施時やそれ以外の機会において、計画に位置付けた障害福祉サービス等(※)を提供する事業所や提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービス提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合

※障害福祉サービス・障害児通所支援・地域相談支援

単位：100単位/月（相談支援専門員1人につき1月39件、相談支援員1人につき1月19件を限度とする。）

地域生活支援拠点等相談強化加算

計・モ・単

地域生活支援拠点等として位置づけられており、運営規程に定めている事業所が障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び短期入所の利用に関する調整を行った場合

単位：700単位/回（月に4回を限度）

地域体制強化共同支援加算

計・モ・単

地域生活支援拠点等として位置づけられており、運営規程に定めている事業所又は拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している事業者が、支援が困難な利用者等に対して同意を得て、当該事業者のうち3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導等を行い、協議会に対して文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合

単位：2000単位/回（月に1回を限度）

5 主な加算について — 加算一覧（体制加算）

地域生活支援拠点等機能強化加算

計・モ

機能強化型基本報酬(Ⅰ)(Ⅱ)算定事業所等で、情報連携を担うコーディネーターを常勤で1名以上配置している場合（500単位/月）

単位：500単位/月（コーディネーター1人あたり月100回限度）

主任相談支援専門員配置加算

計・モ

常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置したうえで、当該主任相談支援専門員が、事業所の従業者等に対して、資質向上のために指導・助言または研修を実施した場合

単位：加算Ⅰ：300単位/月（実施地域の相談支援の中核的な役割を担う事業所において、指導・助言を実施している場合） 加算Ⅱ：100単位/月（その他事業所において研修を実施している場合）

行動障害支援体制加算

計・モ

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配置し、その旨を公表している場合

単位：加算Ⅰ：60単位/月（対象となる利用者に相談支援を行っている場合）
加算Ⅱ：30単位/月（それ以外）

要医療児者支援体制加算

計・モ

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員事業所に配置し、その旨を公表している場合

単位：加算Ⅰ：60単位/月（対象となる利用者に相談支援を行っている場合）
加算Ⅱ：30単位/月（それ以外）

精神障害者支援体制加算

計・モ

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配置し、その旨を公表している場合

単位：加算Ⅰ：60単位/月（対象となる利用者に相談支援及び病院との連携体制を構築している場合） 加算Ⅱ：30単位/月（それ以外）

高次脳機能障害支援体制加算

計・モ

高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表している場合

単位：加算Ⅰ：60単位/月（対象となる利用者に相談支援を行っている場合）
加算Ⅱ：30単位/月（それ以外）

ピアサポート体制加算

計・モ

障害者ピアサポート研修修了者であって、障害者又は障害者であった者及び管理者、相談支援専門員、相談支援員、その他計画相談支援に従事する者を従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置し、障害者等に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われており、配置している旨を公表している場合

単位：100単位/月

福祉・介護職員等処遇改善加算

計・モ・単

福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取り組みを実施している場合

単位：所定単位×51/1000

5 主な加算について — 問い合わせの多い加算について

初回加算（者：300単位/月 児：500単位/月）

以下のいずれかに該当する場合に算定ができます。

- ①新規に計画を作成する利用者に対して、計画作成を行った場合
- ②サービスを利用する月の前6か月においてサービスを利用していない場合
- ③計画相談支援に係る契約をした日から計画案を交付した日までの期間が3か月を超える場合であって、3か月が経過する日以降につき2回以上、利用者等に面接した場合

①のケース

1月	2月
契約	計画作成

2月に初回加算算定可

②のケース

1月～6月	7月
サービス 利用無し	計画作成

7月に初回加算算定可

③のケース

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
契約			面接2 回以上	面接2 回以上	面接2 回以上	計画作成

契約から3か月経過

4.5.6.7月に初回加算算定可。
（面接を行った時の初回加算は3回が上限）

5 主な加算について — 問い合わせの多い加算について

集中支援加算

サービス利用支援費（計画作成）・継続サービス利用支援費（モニタリング）対象月以外の月で算定可

以下のいずれかを行った場合に算定ができます。

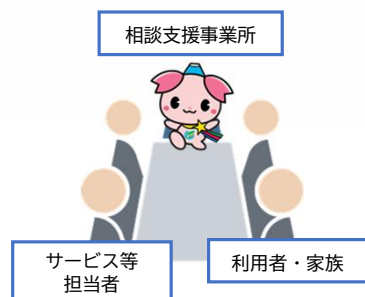
- ①月に2回以上利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接した場合 300単位（月1回）
- ②サービス担当者会議を開催した場合 300単位（月1回）
- ③他機関の開催する会議に参加し、関係機関の連絡調整を行った場合 300単位（月1回）
- ④利用者が病院等に通院するにあたり、病院等を訪問し、職員に利用者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 300単位（月3回・同一の病院は月1回）
- ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じ、利用者に関する情報を提供した場合 150単位（1病院等・訪問看護事業所2それぞれ 1・2の区分毎に各月1回）

①のケース



居宅等訪問（月2回）又は
居宅等訪問（月1回）＋
テレビ電話装置等面接（月1回）

②のケース



サービス担当者会議を開催。
福祉サービスの担当者に専門的な
意見を求める。
利用者及び家族に計画の実施状況
について説明。

③のケース



他機関（※）の開催する会議に
参加し、連絡調整を行う。
※障害福祉サービス事業者・一般相
談支援事業者・病院・企業・訪問看
護事業所・地方自治体等

④のケース



利用者が通院するにあたり、
病院等を訪問し、必要な情
報を提供。

⑤のケース



福祉サービス等提供機関（※）
の求めに応じ、必要な情報を提
供。
※病院・訪問看護事業所・企
業・児童相談所・保育所・幼稚
園・小学校・特別支援学校等

6 運営指導における主な指摘事項

指摘した事項	指導内容
利用者等に対し、計画相談支援給付費の額を通知していなかった。	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、計画相談支援給付費の額を通知してください。
虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じていなかった。	虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置として次の措置を講ずる必要があります。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも年に1回）に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底すること。 ②従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。 ③虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画の策定及び必要な措置がされていなかった。	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次の必要な措置を講じる必要があります。 ①従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施しなければならない。 ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

集団指導は以上です。ありがとうございました。

お手数ですが、下記URLから集団指導受講の確認報告を電子申請で行ってください。

受講報告URL : <https://logoform.jp/f/GWM96>

